

令和6年度

副食費の補足給付事業の御案内【茅ヶ崎市】

幼児教育・保育の無償化に伴い、一定の要件を満たした場合、幼稚園（私学助成を受ける園）に支払った給食代のうち副食費（おかず代）が補助されます。

1 補助内容

幼稚園に支払った副食費のうち月額4,800円まで。（家から持参するお弁当は対象外です。）

※副食費とは、実費負担している給食費のうち、主食（お米、パン、麺等）以外の食材料費のことであり、牛乳やおやつ、お茶代を含みます。ミルク給食のみの場合でも補助対象となります。

※預かり保育に係る副食費は対象外です。

※幼稚園に支払った副食費の金額は、茅ヶ崎市から各幼稚園に証明依頼をします。

2 対象者

茅ヶ崎市に居住し、私学助成幼稚園に在籍する満3歳以上の園児で、次の①～③のいずれかに該当すること。

①年収360万円未満相当世帯の園児

②世帯の所得に関わらず、小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児（対象園児が第3子以降の場合）

（例）○対象となる場合

小3のきょうだい（第1子）＋小1のきょうだい（第2子）＋申請児童（第3子）

（例）×対象とならない場合

小5のきょうだい（カウントせず）＋小3のきょうだい（第1子）＋申請児童（第2子）

③市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児

※詳細はP3を参照ください。

3 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に幼稚園に支払った副食費が対象です。

4 申請方法

要件に該当し、副食費の補助を希望される方は、受付期間中に保育課の窓口にお越しいただき、申請をしていただくか、郵送により申請書一式をご提出ください。受付期間を過ぎると申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

なお、申請書類一式は市HPからダウンロードできます。

市HPトップページ > くらし > 子育て > 保育園・幼稚園
> 幼稚園 > 副食費の補足給付事業に係る申請(私学助成幼稚園)
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/1024751/youchien/1041354.html>



〈保育課窓口で申請する場合〉

(1) 申請にあたってお持ちいただくもの

- ①申請者（保護者）名義の口座内容がわかるもの（通帳またはキャッシュカード等）
- ②申請者（保護者）の身分証（免許証または保険証、マイナンバーカード等）
- ③同意書 市HPからダウンロードしてください

（注）マイナンバー利用に関する同意書は園児の保護者および園児と同一世帯の方（同居している祖父母の方など）が自署する必要がある書類のため、窓口で申請する場合は該当するすべての方の自署が記載されている同意書を必ずご持参ください。

※上記のほか、生活保護受給者、ひとり親又は里親に該当する場合は証明書を求める場合があります。

●補助金交付申請書、世帯構成員一覧表、請求書については窓口にてご記入頂けますが、可能であれば市HPよりダウンロードしてご記入の上お持ちください。

(2) 申請先：市役所 本庁舎1階 保育課（9番の窓口）

(3) 受付期間：令和7年1月15日（水）～令和7年2月21日（金）17:00【厳守】
（土・日・祝日を除く）

〈郵送で申請する場合〉

市ホームページ（※）から次の（1）③～⑥の書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、①・②を含めて保育課まで郵送してください。

(1) 申請にあたって提出していただくもの

- ①申請者（保護者）名義の口座内容がわかるものの写し（通帳またはキャッシュカード等）
- ②申請者（保護者）の身分証の写し（免許証または保険証、マイナンバーカード等）
- ③補助金交付申請書（1世帯1枚）
- ④世帯構成員一覧表（園児ごとに1枚）
- ⑤同意書（1世帯1枚）
- ⑥請求書（1世帯1枚）

※上記のほか、生活保護受給者、ひとり親又は里親に該当する場合は証明書を求める場合があります。

(2) 送付先：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

茅ヶ崎市役所 保育課 認定給付担当 宛

(3) 受付期間：令和7年1月15日（水）～令和7年2月21日（金）【必着】

書類の訂正方法について

申請書等の書類を記入する際に誤字等を訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正箇所の近くに必ず申請者本人のフルネームの署名をしてください。

5 交付時期

申請書類の審査の後、申請者あてに申請結果を送付します。指定口座への振込みは、令和7年5月の予定です。

◆補助対象者の該当要件（次の①～③のいずれかに該当すること。）

該当要件	備考
① 年収360万円未満相当世帯の園児	園児の保護者及び同一世帯の方の<u>令和6年度市町村民税所得割額の合算額が、77,101円未満</u>に相当する世帯です。 （市町村民税所得割額の確認方法はP 4 参照） ・保護者には、単身赴任等で別世帯の保護者も含まれます。 ・祖父母等と同居している場合、祖父母等の所得割額も合算する場合があります。 ・市町村民税所得割額に税額控除の適用がある方は、税額控除前（調整控除等を除く）の金額が対象です。
②世帯の所得に関わらず、小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児（対象園児が第3子以降の場合）	兄弟順位として数えるのは、次の施設に在籍（利用）している方が対象です。 小学校、幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設
③市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児	準ずる世帯は、保護者のいずれもが、以下の条件のいずれかに当てはまる世帯のことです。 ① 市町村の条例により令和6年度の市町村民税を免除された方 ② 生活保護を受給している方 ③ 里親である方 ④ 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている子ども

【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 保育課 認定給付担当
電 話 0467-81-7172（直通）

◎市町村民税所得割額の確認方法

◇補助金算定の対象となる「世帯の市町村民税所得割額」とは

保護者の“市町村民税所得割額”（以下「所得割額」）を合算した金額となります。

$$\text{所得割額} = \text{税額控除前の市町村民税所得割額} - \text{調整控除額・税額調整額（所得割の調整措置）・定額減税額}$$

※ 実際にお支払いになった納税額とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

◇「所得割額」を確認する方法

① 市町村民税が給与から引かれている方（特別徴収）

5月以降に職場から配布される「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書」で確認できます。

② 市町村民税を納付書または口座振替で納めている方（普通徴収）

6月頃に市町村から通知される「市町村民税・道府県民税税額決定通知書」で確認できます。

③ 上記の通知書がお手元にない方

課税・非課税証明書で確認できます。発行にあたっては、1月1日時点で住民登録のある市町村に請求してください。発行手数料がかかる場合がありますので、ご注意ください。

参考例 市町村民税が給与から引かれている方の**所得割額** ※保護者それぞれの金額を合計してください。

A の金額が「**所得割額**」となります。

ただし、補助金算定に適用できない税額控除（※1）を受けている方は **B** の金額を目安（※2）に算定してください。

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）														
所得	給与収入				主たる給与以外の合算所得区分					課税標準				
	給与所得（所得金額調整控除後）				所得区分					総所得①				
	その他の所得計				所得区分					山林所得②				
所得控除	雑損				配偶者					分離短期譲渡				
	医療費				配偶者特別					分離長期譲渡				
	社会保険料				扶養					株式等の譲渡				
	小規模企業共済				基礎					上場株式等の配当等				
	生命保険料				所得控除合計③					先物取引				
(摘要)														
税額	市町村民税	税額控除前の所得割額④												
	税額控除額⑤													
	所得割額⑥													
	均等割額⑦													
	道府県民税	税額控除前の所得割額④												
	税額控除額⑤													
	所得割額⑥													
	均等割額⑦													
	特別徴収税額⑧													
	控除不足額⑨													
既充当額⑩														
既納付額⑪														
前払納付額⑫（⑩－⑪）														
変更前税額⑬														
増減額（⑬－⑫）														
変更月														

（※1）税額控除額のうち、「寄付金税額控除」「住宅借入金等特別控除」「配当控除」「外国税額控除」「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額控除」は、補助金算定の対象となる所得割額には適用されません。

（※2）補助金においては、**B** の金額から調整控除額（1,500円以上）、税額調整額及び定額減税額を控除して算定します。調整控除額、税額控除額及び定額減税額は、所得や所得控除により金額が異なりますので、詳細な金額をお知りになりたい方は「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書」又は「市町村民税・道府県民税税額決定通知書」をご用意の上、保育課へお問い合わせください。